

## 元末明初期における徽州府下の貨幣動向

大田 由紀夫

【要約】 従来、江南地方を中心とする民間での銀造いの展開が明初の鈔法を崩壊に導いた主因とされてきた。本稿は、元末明初期の徽州土地売契から窺われる貨幣流通の変遷を追うことを通して、右の理解とは異なる見解を対置する。即ち、洪武・永楽期に行われていた鈔造いは洪熙・宣徳以降急速に姿を消すものの、これに伴って徽州で優勢となるのは国庫通用性に支えられた布帛造いであった。民間での銀造いは、徐々に進行する租税銀納化のあとを追う形で一般化するのであり、明朝の統制を無視して展開する訳ではなかった。明朝に租税銀納を促したものは、民間での銀造いの普及とそれに伴う鈔法の不振ではなく、遠隔地間の大規模な財物移動を円滑に遂行することを必須とするようになった永楽以降の行・財政システムだったといえる。鈔法の崩壊や民間での銀造いの一般化は、明朝の行・財政システムの転換にその原因を求め得る。

史林 七六巻四号 一九九三年七月

### はじめに

「元末の反乱」の帰結である明初の経済・社会は、その特異な相貌をもって前後の時代から区別される存在であった<sup>①</sup>。元朝と著しい対照をなす土地税に重心を置いた現物タームの財政への復帰、こうした財政を支えるために徭役労働を再強化して創始された里甲体制、さらに宋・元以来の国際的取引の隆盛と逆行するかの如き海禁政策の展開。そして、これらの多くは宣徳・正統期を境にして徐々に改変をこうむり、以後その解体へと向かっていく。明朝成立にともなって展開される上記の諸経済政策は、これまで当該期の国家や社会を理解する上での重要な手掛かりとなってきた。

これらの諸経済政策に加えて、明初の経済体制を支えるいま一つの重要な柱として、洪武八年（一三七五）三月の創始にかかる「鈔法」、即ち紙幣の発行という通貨制度がある。周知の通り、当制度もさきの一連の流れとはほぼ同一の軌跡を辿って、明中期以降、史上からその姿を消す。この「鈔法」も、さきの諸政策とともに明初の国家・社会の在り様を窺う上での恰好の研究対象といえるであろう。これまでのところ、その重要性の故に明朝の「鈔法」をめぐるのは、相応の研究が存在する。<sup>②</sup>だが、当幣制の動向には、史料の決定的な不足もあって不明な点が数多く残されている。「鈔」の流通状況が具体的にどの様であったのかという点もこうしたもののひとつであり、これまでのところそれは思いのほか不明瞭であったといつてよい。<sup>③</sup>明初の「鈔法」が有していた歴史的品格を考えていく上で、この点に関する認識は欠かすことはできないだろう。

ところが近年、こうした状況にある程度前進をもたらす好史料が現れた。それは、所謂徽州文書に含まれる、明代前半期（本稿では洪武～景泰年間をさす）の土地売契である。この売契を使用して当地の貨幣流通を考察した先駆的な研究としては、管見の限り、これまでに傅衣凌（一九八〇）、劉・張（一九八三）の二論文が存在する。<sup>④</sup>前者は、中国社会科学院歴史研究所の所蔵にかかる祁門『黃富等騰簿』・『凌榮春騰衆契簿』に含まれる、洪武～弘治の一四六件の売契で使用されている価値物を基に、当時の貨幣流通を追った研究である。当論文では、一件の売契が原文のまま転載されており、諸売契での使用貨幣種目とその件数を各年号ごとに簡単な表にまとめている。後者は、安徽省博物館所蔵に係る洪武～崇禎の売契一五六件を用いて、明一代における貨幣・米価・布価・田価等の変動や諸契から窺い得る各種土地問題などを概観した研究である。なお、当論文で利用した洪武～成化年間までの売契七四件はすべて休寧のものである。

そして現在、『明清徽州社会經濟資料叢編』第一輯（以下『資料叢編』一輯と略称）、『明清徽州社会經濟資料叢編』第二輯（以下『資料叢編』二輯と略称）、『徽州千年契約文書——宋・元・明編——』全二十卷（以下『徽州契約』と略称）の三書が相次いで出版されたことによって、徽州文書の土地売契（典売契約も含む）の一部を原文でみることが可能となった。<sup>⑤</sup>ここには

劉・張〔一九八三〕で利用された売契の殆どが収録されており、明初のものに限って言うなら、休寧・祁門・歙三県の売契数合計は優に三〇〇件を超える。傅衣凌〔一九八〇〕や劉・張〔一九八三〕にて利用された洪武・景泰年間の土地売契数がそれぞれ九三件、六二件であって、数量的規模において両『資料叢編』・『徽州契約』の売契数はこれらに勝る。この外、元の土地売契も少数ながらそこに収録されており、不完全ではあるものの元末・明初にかけての徽州の貨幣流通を窺う代ことができる。

後述するように、これらの土地売契で使用されている価値物（＝貨幣）から窺われる貨幣流通は、前記二論文において既に指摘されている事柄と一致する点も多い。ただ、従来利用されていたよりも売契数が豊富になったことで、二論文の見解に対していくつか修正を施さなければならない点、乃至新たに付け加えるべき点が出てきたこと。また、二論文では、休寧・祁門それぞれ一方のみの動向が概観されるに止まっていたため、両県の通時的動向における相違点や共通点は検討されることはなかったが、両『資料叢編』・『徽州契約』の出版によってこうした比較も容易になったこと。そしてなによりも、徽州という限られた一地域のみではあるものの、そこから垣間見られる当該期の通時的な貨幣動向が示唆する事柄には興味深いものがあることなどの理由から、改めてこの問題を取り上げることにも幾分かの意義があると思われる。

以下、本稿では、主に『資料叢編』一・二輯と『徽州契約』に収録される土地売契を使用し、そこにみられる交換手段、即ち土地取引の際に購入者から譲渡者へ対価として支払われた貨幣に注目して、元末明初期である一三三五～一四五六、年号でいえば元・順帝の元統三年（＝後至元元年）から明・景帝の景泰七年に至る約百二十年間の徽州における貨幣流通の動向を可能な限り把握していき、併せてその動向の意味するところについても初歩的な検討を行っていきたい。

① たとえば、岩井茂樹は明初の財政的特質を次のように述べている。

「ただ明朝建国当初においては、関税・商税収入にさほど注意をは

らわない姿勢が顕著であった。明初の国家給付システムは、軍隊にかんしても、傭兵制ではなく、軍田の受給者たる「軍戸」に軍丁供出と

その給養を義務づける非財政的方法を採用したり、民戸からの兩稅徵収や、また官僚への俸禄支給も穀物によることを原則とするなど、財政制度の変化に逆行するかのとき諸施策によって特徴づけられている。土地税以外の関稅・商稅を重視しなかったのも、こうした明代初期の政策志向と関係しているものと考えられる。(岩井〔一九九二〕三〇五頁)

② 明朝の宝鈔制度に関する主要な研究として、現在、以下のようなものが挙げられる。市古〔一九七七〕、曾我部〔一九五一〕、檀上〔一九八〇〕、永江〔一九六二〕、喬暉金〔一九八三〕、吳晗〔一九四三〕、彭信威〔一九五八〕、李劍農〔一九五七〕など。

③ これまでは、主として『明實錄』等の史料にみられる鈔法關係記事から、その流通状況を間接的に窺うというのが現状であった。

④ この他、後述する『明清徽州社会經濟資料叢編』中の土地売契を利用して、明初における貨幣使用の簡単な概観をしたものに李若愚〔一九八八〕がある。

⑤ 兩『資料叢編』・『徽州契約』所収のものを含めた徽州文書の収集・整理の経緯については、劉重日〔一九八九〕、周紹泉〔一九九二〕に詳しい。なお、これまで出版・公表された徽州文書は、未だそのごく一部でしかないという。それ故、これらを利用して本稿で提示される見解もまた暫定的なものであることを免れない。今後、他地域における新たな資料の発掘とともに、さらに多くの徽州文書が公開・出版されることによって、本稿の見解を修正・補足しなくてはならない点も出てくるだろう。

⑥ 『資料叢編』一・二輯、『徽州契約』の他に本稿で利用した土地売契(都合四〇件)の出典を以下に示す。傅衣凌〔一九八〇〕に原文が紹介されている売契八件。葉顯恩〔一九八三〕五九〇六七頁にある祁門五都『洪氏贍契簿』に基づいて作成された「祁門五都洪氏地主土地贍

累状況表」にみられる洪武・正統期の売契七件。樂成顯〔一九九〇〕で利用されている安徽師範大学・南京大學所蔵に係る売契一七件。楊國楨〔一九八八〕二〇六頁で紹介されている天津市歴史博物館所蔵に係る売契一件。劉和恵〔一九八四〕で紹介されている祁門『鄭氏贍契簿』中の元代売契五件。『資料叢編』一・二輯にはなく、劉・張〔一九八三〕のみにみられる売契二件。結局、本稿で利用した土地売契総数は三八一件を数える。

⑦ 貨幣の定義は諸説別れるところであるが、本稿では、ポランニー〔一九八〇〕の定義に拠って、貨幣を、支払・価値尺度・蓄藏・交換といった諸用途のうち、いずれかの用途で使用される「量化可能物」と理解しておく。こうした幅の広い定義に従えば、様々な形態のものを貨幣と呼ぶことになる。以下でみるように、鈔や銀といった価値物は勿論のこと、稻穀や布帛といった物品なども貨幣範疇のなかに入るであろう。

ところで、土地売契に對価として記された「鈔」「稻穀」等が、取引者間で実際に授受された貨幣であったのか、という点についても少し触れておきたい。

売契中には、「面議時價值鈔六貫整……其鈔当成契日、一并取足無欠。」と書かれているのに対応して、對価受領者が契約書末尾に「今就領去契内鈔鈔并取足訖。」(休寧臬李資究売田赤契〔二二・一六八〇二〕『資料叢編』一輯、一頁)等とサインされている場合が数多くみられる。また對価が布帛類であれば、「面議時價值納官布伍拾陸匹。其個布当便取去、足訖無欠……(以下は對価受領者の批文)今就領去契内個布并取足訖。同日再批。」(休寧臬胡佐壽等売田赤契〔二二・一六八〇六〕『資料叢編』一輯、二六頁)等と書かれている。そして、對価として記されている価値物が他のもので代納される場合、「時價值錢叁拾伍貫。其個当成契日、俱係袖穀准足無欠。……今就領去前項契内個錢袖穀

収足。同日再批。」（休寧縣朱勝右壳田赤契（二二・二六六三四）『資料叢編』一輯、三頁）とか、「面議時值備鈔一十五貫、照依時值用銀准量。当成契日、一并収足無欠……今就領去前項契內備銀并収足訖。同日再批。」（休寧縣汪午壳田赤契（二二・二六六三六）『資料叢編』一輯、五

頁）等と記されているのが一般的である。この様な文言があることからみて、特に注記のない場合、土地売契に対価として書かれた価値物が、取引者間で実際に授受されていたものであったとみてよいだろう。

## 一 土地売契にみる徽州の貨幣流通

徽州府（元代では路）は現在の安徽省南部に位置し、当時は歙・休寧・績溪・婺源（現在江西省所屬）・黟・祁門の六県かならり、元代には江浙行省に、明代には南直隸に帰属していた。当地は、北西に黄山山脈が走り、南部に天目山・率山山脈がひかえる「山間谷地」であり、錢塘江の水源である新安江を通じて一大商業センターである杭州に繋がっていた。①  
 宋にかけて浙江・江蘇平野西部（特に江寧・宣城）・江西方面からの開墾が進み、三省の省域の原型が形成されていくにつれ、その接合点たる徽州の有する重要性がクローズアップされてくる。②  
 可耕地は少数で、その限られた耕地も必ずしも地味豊かという訳ではないため、徽州は古くより商業を生業とする人々を輩出してきたという。③  
 これらは世に「新安商人」として知られているが、当地の商人が本格的な興隆を遂げるのは明代も半ばを過ぎた成化・弘治以降のことであったといわれている。④  
 ただ、元末明初期、徽州は趙沔、鄭玉、汪克寛、朱升等をはじめとする多数の著名人を輩出し、朱子学を奉じる徽州学派は当時の江南社会にあって確固とした地位を築いていたこと、⑤  
 また宗族結合なども当地で盛んに展開されていたこと⑥  
 などから察すると、当時においても徽州は江南社会のなかである程度成熟した地域であったといえるだろう。⑦  
 さて、『資料叢編』一・二輯、『徽州契約』等に収録されている明初の徽州土地売契は、その大部分が休寧と祁門のものである。これらに加えて歙県のものもあるが、その件数はごく少数で、通時的な貨幣動向を窺うには不十分である。この他、所属県不明の売契も少なからず存在する。⑧  
 そこで、本稿ではこれを歙県のもの一括してまとめ、当地の

貨幣流通の動向を考えていく上での参考としたい。このため、本稿で主として扱うのは休寧・祁門二県の動向となる。ちなみに、休寧は、新安江及びその支流沿に形成された徽州盆地内に位置し、徽州では比較的耕地に恵まれた場所にあり、隣接する歙県とともに徽州の中心地区を構成していた。一方、祁門は休寧に隣接する府内西部の地にあり、西南に下れば鄱陽等の江西各地に繋がっていた。

早速、休寧、祁門の順で、各々の貨幣流通の変遷を概観していくことにする。

#### (a) 休寧県の貨幣流通

明代前半期に属する休寧県所属の土地売契は、一三二件みられる。このなかで年次の最も古いものは、洪武二年（一三六九）のそれであり、以下洪武一九年（一三八六）のもの二件、洪武二六年（一三九三）のもの三件と存在し、同二六年以降、大体毎年継続的にサンプルが残されている。一三二件の土地売契にみられる対価の種目を、五年ごとにまとめて作成したものが表1である。なお、一回の土地取引で複数の価値物が対価として支払われている場合は、当該種目欄に各々一件としてカウントしておいた。

表1からもわかるように、洪武年間（一三六八～九八）では、宝鈔発行以前である洪武二年の土地売契に「花銀」が使用されているほかは、大体において鈔遣いが優勢である。ただ、その末年（二九・三〇・三一年）には、土地売契一〇件中、稲穀遣いが六件<sup>⑤</sup>、銀遣いが一件みられるようになり、建文年間（一三九九～一四〇二）以降、銀遣いと稲穀遣いが相半ばして、鈔遣いを圧倒していく傾向が看取できる。この傾向は永楽の二、三年ごろまで引き続いてみられるが、これ以降はまた銀・稲穀・布帛遣いを含みつつも、大勢として再び鈔遣いへと回帰していく。その後、鈔遣いは、永楽末年である一九二〇年ごろより再度動搖をみせ、洪熙（一四二五）・宣德（一四二六～三五）年間に入ると完全に稲穀遣い・布帛遣いに取って代われ、以降、鈔遣いの土地売契は休寧から完全に姿を消す。そして最終的には、正統四年（一四三九）ごろを境とし

表1 休寧県

	鈔	稻穀	綿・網 字	銀	その他	総数
	件数	件数	件数	件数	件数	
1335—1339						
1340—1344						
1345—1349						
1350—1354						
1355—1359						
1360—1364						
1365—1369				1		1
1370—1374						
1375—1379						
1380—1384						
1385—1389	2					2
1390—1394	5					5
1395—1399	4	7		1		12
1400—1404	4	11		9	1	23
1405—1409	4		1			5
1410—1414	2		1		1	4
1415—1419	3	1		1		5
1420—1424	4	1	3			8
1425—1429		5	8			13
1430—1434		3	5	1		9
1435—1439		4	4	4		11
1440—1444		1		9		10
1445—1449		2	1	8		9
1450—1454				5		5
1455—1456		1		9		10
合計	28	36	23	48	2	132

て、稻穀遣い・布帛遣いは銀遣いへと転換していく。この銀遣い優勢の傾向は、さらに清代へと引き継がれていくことになる。

ところで、劉・張（一九八三）は、休寧の貨幣動向を、「洪武・建文年間は主として鈔（紙幣）遣い、永楽から宣徳年間にかけて稻穀と布帛が使用され、正統以後は一律に銀遣い」とまとめ、さらに「永楽から宣徳にかけての三〇数年間、徽州地域の土地売買は、基本的に現物を支払手段としていた。これは、明朝政府発行の紙幣が永楽以降もはや完全崩壊の状況にあり……実際には何の役にも立たなくなっていたからである。人々は鈔価値の下落によって被る損失を軽減するため、広く現物を交換手段として用いた」と述べる<sup>⑨</sup>。

表1から窺われる動向とはいささか異なり、劉・張（一九八三）では、鈔遣いの終焉を永楽年間からのこととしている。

この結論の相違は、劉・張らの利用した永楽期の土地売買数が相対的に少ないために生じたものと考えられる。即ち、永楽三年から同一〇年にかけてのサンプル数が六件（うち鈔遣い四件、稻穀遣い・布帛遣い各々一件）だけであった（本稿は、鈔遣い一三件・稻穀遣い一件・布帛遣い四件・銀遣い一件の都合二〇件<sup>⑩</sup>）ため、永楽年間全体にわたる通年的な動向を把握しきれず、永楽初年の鈔遣いの動揺と永

樂末年の再動揺とを区別することのないまま、前者の傾向が後者へと受け継がれていくと理解してしまっている。こうした点からみて、休寧における鈔遣いの終焉は、既述のように永樂末・宣徳以降のことといつてよいであろう。結局、宝鈔発行以降の休寧における貨幣流通の変遷をまとめると、鈔遣い↓稲穀・銀遣い↓鈔遣い↓布帛遣い・稲穀遣い↓銀遣い、という具合になる。<sup>⑩</sup>

前述のように、明初の休寧における貨幣流通はかなり変化に富んでいた。洪武以来、土地購入のため支払われた対価は、鈔・稲穀・銀・布帛と多岐にわたっている。なかでも明朝の法定通貨である鈔は、明初(特に洪武・永樂期)にあつて当地の一般的な交換手段であつたと評価してよいだろう。ただし、鈔が一貫して安定的に行使されていた訳ではなかつたことも事実である。洪武末から永樂初年にかけて、鈔は稲穀や銀にその地位を奪われ、永樂末〜宣徳年間には布帛や稲穀が主要な交換手段となつていた。洪武八年の発行以来約半世紀、鈔の流通状況にはかなりの変遷のあつたことがわかる。

鈔のもつ不安定性は、土地売契より窺える田価からも確認できる。これによれば、洪武二〇年代に一畝当たりの田価は七〜一〇貫程度であつたものが、鈔遣いの回復した永樂年間には、一五〇貫〜二〇〇貫程度にまでなつていた。<sup>⑪</sup> 他の稲穀・銀・布帛によつて表示される田価が、この時期、比較的安定しているので、このことは鈔の価値自身が低落したことを意味する。一時的不振からは抜け出したものの、その間に休寧での鈔価値は急激な下落に見舞われていた。従来からいわれているように、鈔のもつ価値の急激な下落という事態は、休寧においても同様であつた。

最後に休寧の貨幣流通の動向で興味深い点に、鈔遣いが土地売契から姿を消した時期に、それと代わつてどの様な価値物が当地で用いられたのかという問題がある。宝鈔の動揺期には、前述の通り二つの時期があつた。洪武末から建文を経る永樂初年に至る時期と永樂末以降の時期である。前者の時期には鈔法の動揺にともなつて、当初優勢となつたのが稲穀遣いであり、つづく建文帝の治世では歳を経るに従つて銀遣いが増えてくる。ところが、永樂元、二年になると再び稲穀遣いが優勢になり、同三年ごろから次第に鈔遣いが復活してくる。このように僅か一〇年足らずの間でもそこに微妙な

表2 祁門県(年次不明二件を除く)

	鈔	稻穀	綿・絹 ・苧	銀	その他	総数
	件数	件数	件数	件数	件数	
1335—1339						3
1340—1344	3					1
1345—1349	1					1
1350—1354	1					
1355—1359						
1360—1364						
1365—1369				1		1
1370—1374	1			2		3
1375—1379	2			1		3
1380—1384	7					7
1385—1389	4					4
1390—1394	8		1			8
1395—1399	5					5
1400—1404	7		2			8
1405—1406	7					7
1410—1414	21					21
1415—1419	17		1			18
1420—1424	26		2			28
1425—1429	13		3			16
1430—1434	1	2	4		1	8
1435—1439	1	2	10	3		15
1440—1444	1	1	7	11		20
1445—1449			4	11		15
1450—1454		5	2	8		12
1455—1456				5		5
合計	126	10	36	42	1	209

傾向の変化をみて取ることができる。他方、後者の時期では、宝鈔がその価値の下落のために通用性を喪失した際、宣徳年間までは稲穀遣いを伴いながらも、布帛が主要な交換手段となっており、前者の時期にある程度行使されていた銀は殆どみられなくなる。

以上が休寧における貨幣流通の変遷である。続いて祁門の貨幣動向をみていきたい。

(b) 祁門県の貨幣流通

祁門についても、休寧と同様に表を作成した(表2)。祁門の場合、休寧とは違って元代の土地売契が全部で一四件みられる。ただ、うち八件(年次不明一件)は本稿での対象時期を外れているので、表2に計上されていない。計上されている

のは、至正一、二、三、五、一三年の売契五件である。なお、一四件の売契では、すべて中統鈔が対価として支払われていた。明初の土地売契は、総計二〇五件(うち年次不明一件)を数える。明朝の売契で、最も古いものは洪武二年(一三六九)のものである。これに次ぐものとして、同三年(一三七〇)、同五年(一三七二)、同六年(一三七三)、同八年(一三七五)の売契

がある。そこでの対価の内訳は、花銀四件、鈔（中統鈔？）一件である。洪武十一年（一三七八）以降は、ほぼ継続的に売契がみられる。二〇五件の売契から窺える傾向を概観すれば以下のようなことになる。

洪武初年に銀三例と鈔一例がみられ、洪武八年三月の宝鈔発行直後である同年一〇月七日の売契に「花銀」が使用されている以外、洪武年間ではほぼ一貫して鈔遣いであった。建文年間はその事例が五件あるが、一件だけ鈔と共に「夏綿布」が使用されているのを除き、他はすべて鈔遣いである。永楽年間でも、永楽二年（一四〇四）に「綿布二十五疋」、同十一年（一四二三）に「大官綿布四匹」という事例が二件あるものの、やはり鈔遣いが圧倒的に優勢である。この傾向は宣徳初年ごろまで引き継がれ、宣徳三年（一四二八）以降、布帛遣い（少数稲穀遣いを含む）が優勢となる。祁門で銀遣いが展開し始めるのは正統六、七年ごろを境としてであり、以降、布帛・稲穀遣いの事例をある程度含みながらも、次第に銀が主要な交換手段となっていくようである。

以上にみた傾向は、傅衣凌（一九八〇）で述べられた傾向とおおむね一致する。ちなみに、洪武年間事例八件（宝鈔七、銀一）、建文年間一件（宝鈔一）、永楽年間一六件（宝鈔一五、布一）、宣徳年間一七件（宝鈔四、布一、稲穀二）、正統年間四八件（布二九、稲穀二、銀一七）、景泰年間二二件（布二、銀一〇）、というのがその内訳である。本稿でもこのうち八件は、表2のなかにカウントされているが、傅衣凌の利用した土地売契群は、両『資料叢編』・『徽州契約』内のそれとは殆ど重ならない。このため、傅衣凌の利用した事例において各貨幣の使用傾向がどの時点で変化するのか、といった点は不明である。

たとえば、銀遣いへの転換期を、本稿では正統六、七年ごろとしたけれども、傅衣凌（一九八〇）は、正統年間の土地売契四八件中、実に二九件が布帛遣いであるなどの点から、正統年間にはまだ銀遣いが優勢とはなっていないかとした。確かに、本稿で利用した正統期の売契四六件中、布帛一九件、銀二五件、鈔二件、稲穀一件で、同じく布帛遣いの比重の高さを読み取ることができる。だが、その多くは正統六年以前のものであり、これ以降はやはり大勢として銀遣いが優勢

となるといってよい。傅衣凌（二九八〇）での布帛遣いの事例が、正統六年以前に集中するものかどうかを確認することは不可能であるけれども、こうした細部の不明点を除けば、全体的傾向にそれ程の相違がある訳ではないので、本稿で述べた概要がほぼ当地における貨幣流通の動向であるとしてよいだろう。最終的に、洪武以降の祁門における貨幣流通の変遷をまとめれば、銀遣い↓鈔遣い↓布帛遣い↓銀遣い、ということになる。

さて、休寧の動向と比較したときの祁門の顕著な特徴は、当地における鈔遣い選好の根強さであろう。祁門では宝鈔發行時からほぼ一貫して鈔遣いが続いていた。ところが、休寧では洪武末～永樂初年にかけて稻穀・銀遣いが優勢となり、鈔遣いは一時後退する。また、永樂末年には休寧で既に鈔遣いから稻穀・布帛遣いへの転換がみられるのに対して、祁門では宣徳初年まで鈔遣いが行われている。即ち、休寧での鈔遣いにはかなりの変動がみられるのに比べ、祁門では鈔は比較的安定して行使されていたといえる<sup>⑧</sup>。

その他の相違点としては、銀遣いの画期が両県でややずれる点がある。休寧は正統四年ごろから銀遣いへと転換しているのに対し、祁門は正統七年ごろにそれが訪れている。銀遣いへの転換は、二、三年程度の差で休寧の方が早い。それに、祁門では休寧に比べて、銀遣いの他に稻穀・布帛を対価とする売契がかなり後の時期までみられる。またこれに関連していえば、鈔・銀以外にどのような価値物が用いられていたのかという点にも両県の間で若干相違がみられる。休寧では稻穀と布帛がほぼ相半ばして使用される傾向（稻穀三六件、布帛三三件）にあるのに対して、祁門では全二〇九件中、稻穀遣いの事例は僅か一〇件のみ（傅衣凌〔二九八〇〕では四件）で、その他は布帛（三六件）が使用されていた。

以上の諸点から、同一府内の隣合う県ではあっても、両者の貨幣流通にはある程度の出入りがみられることがわかる。が勿論、祁門・休寧両県の貨幣流通は、大まかに言えば同じ軌跡を辿ったと評価できるであろう。休寧では鈔遣いが一端途切れるものの、最終的には永樂末年まで鈔遣いが維持されるし、祁門では宣徳初年まで一貫して鈔遣いであった。そして、鈔遣いが土地売契から姿を消して銀遣いが優勢になるまでの間、両県とも主に布帛遣いが展開していた。その趨勢は、

表3 その他（未詳地と歙県）

	鈔	稻穀	綿・絹 ・苧	銀	その他	総数
	件数	件数	件数	件数	件数	
1335—1339	3					3
1340—1344						
1345—1349	1					1
1350—1354						
1355—1359						
1360—1364						
1365—1369					1	1
1370—1374						
1375—1379			1			1
1380—1384	1					1
1385—1389	2					2
1390—1394						
1395—1399						
1400—1404	1			1		2
1405—1409						
1410—1414	3					3
1415—1419						
1420—1424		1	1			2
1425—1429	2		2			4
1430—1434	1		3	1		4
1435—1439				2		2
1440—1444			1	1		2
1445—1449				3		3
1450—1454			1	4	1	6
1455—1456				1		1
合計	14	1	9	13	2	38

洪武～永樂年間における鈔遣い、宣徳年間での布帛遣いの一一般化、正統中期以降の銀遣いへの転換である。その間、両県の貨幣流通状況にまま相違がみられるとしても、この傾向は共通するものであった。また、宝鈔流布以前はその事例が極めて少ないけれども、休寧の一例は花銀、祁門の五例のうち四例は花銀、一例は鈔、という趨勢からみると、一応両県における銀遣い優勢の傾向を読み取ることができる。

(c) その他

所属未詳と歙県の土地売契についても、表3を作成した。休寧・祁門両県の動向に対する補足として、ここで少し取り上げておく。

明以前の土地売契には、元統三年（一三三五）のもの二件、至元四年（一三三八）・至正六年（一三四六）の各々一件、龍鳳一二年（一三六六）の一件、計五件がある。元代の売契四件では中統鈔が使用され、龍鳳紀年のものは「錢貨物七十五貫文」と表記されており、この「錢貨物」が銅銭なのか、それとも鈔その他の価値物なのかは不明である。元朝末期における徽州では、

表4 徽州府（年次不明二件を除く）

	鈔	稲穀	綿・絹 苧	銀	その他	総数
	件数	件数	件数	件数	件数	
1335—1339	3					3
1340—1344	3					3
1345—1349	2					2
1350—1354	1					1
1355—1359						
1360—1364						
1365—1369				2	1	3
1370—1374	1			2		3
1375—1379	2		1	1		4
1380—1384	8					8
1385—1389	8					8
1390—1394	13		1			13
1395—1399	9	7		1		17
1400—1404	10	11	2	10	1	33
1405—1409	11			1		12
1410—1414	25		1		1	27
1415—1419	20	1	1	1		23
1420—1424	31	2	5			38
1425—1429	15	5	13			33
1430—1434	3	5	13	2	1	23
1435—1439	1	6	13	9		27
1440—1444	1	2	8	21		32
1445—1449		2	5	22		27
1450—1454		5	3	17	1	23
1455—1456		1		15		16
合計	167	47	66	104	5	379

さきの祁門の事例と合わせると、鈔遣いが主流であったといえそうである。<sup>15)</sup> 歙県の事例は全部で六件存在する。洪武一五年（一三八二）一件・同一九年（一三八六）二件にはみな「宝鈔」が、洪熙元年（一四二五）のものには「大綿布」が、宣徳三年（一四二八）のものには再び「宝鈔」が、正統三年（一四三八）のものには「手飾銀」が対価となっている。これだけで当地の動向を窺うことは困難であるが、強いて言えば歙県でも鈔遣い↓布帛遣い↓銀遣いという休寧・祁門で確認された軌跡を辿ったのではないかと推測される。

最後に、徽州府の一般的な趨勢に関して。表1・2・3で利用した土地売契を一括してまとめたのが表4である。徽州府全体の貨幣動向を窺うには不十分であることを重々承知しているが、これによって大体の趨勢といったものが掴めるのではないかと思う。

元代の徽州では中統鈔が中心となった鈔遣いが一般的であり、「元末の反乱」を経た明朝極初においては鈔遣いは少数派となっており、銀遣いが台頭している。<sup>16)</sup> この傾向は明朝の宝鈔発行前後の時期まで続くようである。発行後は「大明宝鈔」を中心とした鈔遣いが主流となる。ただ、地域によっては洪武末〜永楽初年にかけて鈔法の動揺がみられ、そこでは稲穀や銀が主に交換

手段となっていた。最終的に、徽州の土地売契から鈔遣いが消えていくのは永樂末、宣徳初年にかけてのことであり、鈔に代わって交換手段の主流を占めたのが布帛（他に稲穀も）の類であった。正統中期以降、地域的な偏差を帯びつつも、徽州においては銀遣いが優勢となっていく。ごく大雑把ではあるが、このように徽州の貨幣動向は総括できる。元末初期の徽州における貨幣流通の変遷は、鈔遣い↓銀遣い↓鈔遣い↓布帛遣い（休寧では稲穀遣いも）↓銀遣い、という経過を辿っていた。

以上三節にわたって、元末明初期における徽州の土地売契から窺われる貨幣流通の変遷を概観してきた。しかし、ここで得られた結果は必ずしも徽州における貨幣流通の全局面を示すものではない。たとえば、土地売契から鈔遣いが消えたといっても、そのことが直ちに当地から鈔遣いが完全に駆逐されたことを意味しない。なぜなら、土地売契のような高額取引以外の局面、即ち日用品などの売買が行われる小額取引の場合には、その価値を頗る低めた鈔が行使されること<sup>⑦</sup>が、或いはあったかもしれないからである。そして、土地取引が鈔遣いであった時でも、小額取引においては別の価値物（銅錢その他）が用いられていた可能性はかなり高いであろう。また、ここで取り扱った土地売契の取引は基本的に同一県内でのものであり、県外のものがあったとしてもせいぜい徽州府内の県に限られる。南京や杭州などといった遠隔地との取引に用いられた決済手段が、果たして土地売契にみられる貨幣とどの程度一致するのかわかっている。現在のところ不明である。<sup>⑧</sup>鈔遣いが一般的であった永樂年間までは、鈔がそうした地域間の決済手段であったと思われるが、当地で布帛遣いが一般化する宣徳以後では、いかなる価値物が他地域との決済手段として用いられたのかという問題は今後の課題として残る。

このように、当地の土地売契から窺いえる貨幣流通は、高額取引における使用貨幣の状況を、しかも休寧、祁門といった限られた空間内で完結する取引でのそれを示すに過ぎない。ただ、そうはいってもこの局面が、徽州という一地域内における鈔流通の最も主要な局面をなすこともまた事実であり、当時の鈔流通の動向（ひいては貨幣流通の動向）を窺う上での

貴重なデータであることに変わりはない。それでは、徽州における貨幣流通は、どの程度当時の一般的な貨幣流通の動向を反映しているのだろうか。この点を考えることが、本章で得た諸結果の性質をより明確化することにつながるであろう。

- ① 徽州の地理的・経済的環境については、葉顯恩（一九八三）の第一章「徽州の歴史地理」、斯波（一九七二）等にまともな解説があり、本稿でもこれらの研究を参照した。
- ② 斯波（一九七二）参照。
- ③ 藤井（一九五三）参照。
- ④ 元末明初期の徽州学派については、馬淵（一九九二）参照。
- ⑤ 当地における宗族結合の概況については、Zundorfer（一九八一）参照。
- ⑥ 斯波（一九七二）によれば、徽州は主穀以外の山村の産業を育成し、その主産地となることによって発展していったという。当地から宋代を通じて六二三人もの科舉登第者を出したのは、こうした経済的発展をその背景として可能だったという。徽州における地域開発の進展とその成熟は、既に宋代においてかなりの程度進んでいたようである。
- ⑦ 『資料叢編』一・二輯、『徽州契約』を通じて、所屬不明の土地売買契は、実際には六五件みられる。ただ、売買契内にみられる取引者名やその所屬地などを他の売買契と照合して、その所屬地名が判明するものもある。こうしたものが六五件の中、三四件あり、本稿では、それぞれ休寧、祁門の事例としてカウントされている。
- ⑧ この種殺遣い六件のうち四件は、土地価格が鈔によって表示され、実際の支払いにおいては種穀が使用された、という事例である。
- ⑨ 劉・張（一九八三）一三二頁。
- ⑩ ただ、この二〇件中、『資料叢編』一輯で休寧県所屬に分類されている二つの土地売買（休寧県汪伯敬売田赤契「二・一六八〇四」、休寧県謝仕榮売田赤契「二・一六八〇四」）は、人名や所屬地名から判断すると、或いは祁門県所屬のものとするべきかもしれない。しかし、十分確定し得ないので、ここでは『資料叢編』一輯の分類に従っておく。
- ⑪ ところで、一般に土地取引は、市場や商人に媒介されない性質のものである。このため、そこでみられる交換手段の変化の傾向が、市場や商人を介する商品取引の場合とどの程度一致するのかがという点について触れなくてはならないだろう。しかし、史料の不足などによって、現在この問題に十分答えることができない。ただ、土地取引での貨幣とそれ以外の場面で行使される貨幣とが一致する傾向にあっただろうと推測し得る痕跡は、二、三見出し得る。たとえば、汪汝嘉・汝名なる兄弟の間で魚池交換のために作成された永樂元年五月二六日の合同文書の一節には、「今從對換之後、各人從便修理供養、并出兩意情愿、各不許悔異。如先悔者、甘罰糶穀貳拾秤、与不悔人用、仍依此文為照。」（休寧県汪汝嘉・汪汝名對換魚池文書）『資料叢編』一輯、四六三頁とあって、違約者は「糶穀」を罰金として支払うことになっていた。さらに、永樂二年一月七日に汪汝嘉等四兄弟が相続地段の境界取決めのために作成した文書（休寧県汪汝嘉等分界合同）（二・一六七六八）『資料叢編』一輯、五六二頁）にも、罰金「糶稻一百秤」を違約時に支払うことが約されていた。これらの例からみて、永樂初年には、種穀が休寧の一般的な貨幣となっていたと思われる。

これは、当該期の売契にみられる主要な交換手段が稲穀であったという事実と符合する（休寧では、建文年間のみられた銀遣いは永楽元年以降みられなくなり、以後鈔遣いに復帰するまでの二、三年の間、稲穀遣いが行われていた）。この他、永楽一〇年四月二十九日の一売山地赤契には、「今將前項四至内山地、尽教立契、売与拾肆都王虎名下為業、面議時価大布參匹。……自成交之後、二家各無言悔。如先悔者、甘罰宝鈔貳拾貫、与不悔人用。」（休寧吳鼎胡子華等売山赤契）（二・一六八〇四）『資料叢編』一輯、三〇八頁とあり、山地売買の際には「大布參匹」が支払われていたが、違約時の罰金として支払いを指定されていたものは、「宝鈔貳拾貫」であった。この契約書が作成された永楽一〇年ごろは、休寧の土地売契で鈔遣いが再び優勢となっていた時期にあたる。当事例は土地売契内のもではあるが、これをさきさきの合同文書の事例と合わせて考えるならば、土地取引以外の局面でも、土地売買時に行使された貨幣と同一のもが使用されていた可能性は高いように思われる。

⑫ 劉・張（一九八三）では、「明代徽州田契内容簡表」中に各売契の每畝当たりの価格が載せられており、本稿ではその数値によった。なお、明代徽州の田価については、彭超（一九八八）なども参照。

⑬ 劉・張（一九八三）によれば、洪武末・永楽期の銀建て・穀建ての田価は、だいたい畝当たり銀約一兩、穀一七秤前後で推移していたという。なお、「秤」とは徽州独特の計量單位のことで、穀一秤は重さ約二〇斤前後である。

⑭ ただし鑾成頭（一九九〇）では、永楽一八年以前の每畝当たりの地価平均を鈔一五貫、同二〇年以後のそれを鈔一〇六貫と推計しており、祁門でも鈔価値の著しい下落は確認できる。

⑮ 土地売契以外にもこの傾向は窺うことができる。歙県『潭渡黃氏族譜』（雍正九年序）卷六・祠祀「元至正己丑長至社衆公立礼堂旧社産

土碑記」の一節には、

一、至元戊寅年（四年・一三三八）、用佃銀三十兩、買到金石秀、空字四百三十五号、二十步……。

一、至元（正）九年己丑三月、用佃銀一十一錠、買到黃智、空字四百二十八号、沙田三十步、沙地一畝一角……。

右前項産土、係元來老社戶用累年雜支内余錢、并売到社内樹錢、共買前項産土、入社内取租輪納二稅外、有余錢、並係社内雜支公用……儼有新來之人、須要出鈔半錠、入社公用、方許入社。同衆承管。無鈔並不許入分。毋得違約爭論……。

とあり、後至元四年には銀をもって不動産が購入されており、至正九年時点では鈔によって不動産が購入されている。さらに、祭礼組織である長至社の新規参入者が支払うべき入金金は、「鈔半錠」と規定されていた。元朝末期の至正九年当時、歙県においてはやはり鈔が主要な貨幣として用いられていたことが知られ、さきにもみた元朝末期の土地売契における傾向とほぼ一致する。

⑯ 元朝末期以降の鈔遣いから銀遣いへの変化という現象は、ごく少数ではあるが、他の地方でも確認し得る。たとえば、施一揆（一九五七）に紹介されている福建晉江県の元代土地売契をみると、至元二年（一三三二）十月の土地取引においては「中統宝鈔六十錠」がその対価として支払われているのに対して、至正二年（一三六六）八月、二十七年（一三六七）二月の二度の土地取引には、各々「花銀九十兩重」、「花銀六十兩重」が対価として支払われていた。なお、これらの売契については、愛宕（一九五九）も参照。

⑰ たとえば、交鈔が流通しなくなった後、それ以前の交鈔専一流通の状態から、通貨が地域内の通貨（銅錢）と遠隔地間の決済手段（金銀）へと分離した元朝末期（至正一八年ごろ）浙江地方の次のような事態を想起されたい。

故自變法（至正一〇年の幣制改革）以來、民間或争用中統、或純用至元、好惡不常、以及近時、又皆絕不用二鈔、而惟錢之是用。而又京師鼓鑄尋廢。所鑄錢流布不甚広。於是民間所用者、悉異代旧錢矣。……且今公私貿易、苦于銅錢重不可致遠、率皆挾二金。

〈皇明益世文編〉 卷四・王禕「泉貨議」

鈔が本格的に凋落し出した宣徳年間以降、これと似たような事態が進

行するということは十分あり得るかと思われるものの、その実情は知り得ない。

⑬ 宝鈔が遠隔地間の決済手段となることを期待して出されたことは、大明宝鈔發行の記事（『明太祖実録』洪武八年三月辛酉朔の条）に明記されているところである。

## 二 同時代史料との対照

まず、洪武末〜正統初年までの鈔法を中心とした貨幣動向のアウトラインを、主として『明実録』（以下『実録』と称す）によりながら簡単に概観してみる。<sup>⑭</sup>

洪武二三年（一三九〇）一月…兩浙市民、鈔一貫を錢二五〇文で兌換す。錢制を更定し、鈔一貫＝錢千文のレートを変更して敵命。

洪武二四年（一三九一）八月…新鈔と旧鈔を等価値で通用させることを敵命。

洪武二七年（一三九四）八月…兩浙・福建・兩広・江西の地では鈔一貫が錢一六〇文で交換される。物価騰貴・鈔法阻滯の原因となるため、銅錢使用を禁止。

洪武三〇年（一三九七）三月…杭州諸郡の商人、金銀を以て値を定めて鈔法を阻滯するため、民間での金銀による交易を禁止。

永樂元年（一四〇三）四月…金銀による交易の禁止を命ず。

永樂二年（一四〇四）七月…鈔法不通のため、全国に戸口食塩法の実施を命ず。

永樂七年（一四〇九）閏四月…北京宝鈔提挙司を設く。

永樂一〇年（一四一二）七月…永樂通宝を鑄造。<sup>⑮</sup>

永樂一七年（一四一九）四月…「交易金銀の禁」を申敵す。

永樂二〇年（一四二二）九月…民間では新鈔のみが通行し、旧鈔は用いられず、物価騰貴を致し、新・旧鈔の等価通用を敵命。

永樂二三年（一四二四）九月…鈔法不通の改善のため、「用鈔中塩則例」を定む。

同年一〇月…鈔法不通のため、笞・杖罪は納鈔贖罪す。

同年一二月…鈔法の不通状態がつづき、官民にその改善策の上書を求む。

洪熙元年（一四二五）正月…米価騰貴のため、俸給の換算レートを每石二貫五〇〇文から二五貫に変更。

同年正月…市肆門攤課程額を増して収鈔を凶り、また金銀布帛での交易を禁止。

同年四月…行在都察院に命じ、鈔法を厳しくす。

宣徳元年（一四二六）三月…五開衛吏龍淵、布帛米麦での交易禁止を請うも、却下さる。

同年七月…民間の交易ではただ金銀のみが用いられ、朝廷これを嚴禁す。

宣徳三年（一四二八）六月…鈔法阻滯者に対して罰鈔を課す。

同年六月…新鈔の製造を中止。

宣徳四年（一四二九）正月…各城市の諸色店肆門攤課鈔額を五倍す。

同年六月…巨商富民ら、交易時に金銀を要求し、鈔法を阻滯す。

同年六月…塌坊等項納鈔例を定む。

宣徳五年（一四三〇）正月…鈔法阻滯の故、応天府市民に毎月門攤鈔五〇〇貫を課す。

宣徳六年（一四三一）三月…北京では鈔法やや通じ、官民の荒地等の税鈔を半減。

宣徳七年（一四三二）三月…鈔法通じ、南北二京を除き、鈔法阻滯者の罰鈔を減免。

宣徳八年（一四三三）六月…内外の鈔法すこぶる通じ、舟車等項課鈔、三分の一減免。

同年一〇月…南京・浙江・江西・福建・広東等で宣徳通宝の鑄造開始<sup>③</sup>。

宣徳一〇年（一四三五）一二月…広西・広東、交易での銅錢使用を許さる。

正統元年（一四三六）八月…江南折糧銀の施行を命ず。

正統三年（一四三八）八月…鈔法既に通じ、京城外菜地稅鈔を止む。

正統四年（一四三九）六月…鈔流通のため、塩鈔、塌房・車兩鈔貫を半減す。

周知の通り、洪武二〇年代後半から次第に鈔法阻滯を示す記事が目立ち始める。この時期には、鈔法を阻滯する銅銭の行使が禁止され、鈔専用の幣制が敷かれる。ついで金銀の行使が顯著となったため、再度その使用禁止が通達される。建文年間には『実録』が存在しないので、この間の動向を知ることが困難であるが、「靖難の変」終了直後の永楽元年四月には金銀での交易の禁止が嚴命されているところからみると、洪武末年以降の傾向は永楽初年まで引き継がれていたように思われる。

永楽二年七月庚寅の戸口食塩法施行の記事から、永楽一七年四月壬寅に「交易金銀之禁」の嚴守が命じられるまでの間、『実録』に鈔法の不振を示す記事は見当たらない。この前後の時期に『実録』中で鈔法阻滯を伝える記事が目につくのと比較するならば、永楽初々末年にかけてのこの時期は、鈔法の相対的安定期であったといえるであろう。ただこの間、鈔が一貫して安定的に行使されていたという訳ではなさそうである。たとえば、『王文端公文集』卷二九「兵部尚書贈少保鄭公神道碑」によると、

永楽癸巳（一一年）、（鄭瑩）監察御史を拜す。時に車駕、北京に在り、南京の鈔法阻滯すと言ふもの有り、公に命じて往きて之を察さしむ。衆、將に大獄を起こさんとすと謂う。公、往きて市豪一二を擒えて以て歸り、奏して曰く、市人令を聞き、皆な震懼す。今、鈔法已に通ず、と。上、之に領きて罷む。

とあるように、永楽一一年ごろの南京では鈔法阻滯の状態がみられ、監察御史である鄭瑩がその視察のために南京へ派遣されている。こうした史料から、当時の鈔流通にはそれなりの曲折のあったことが窺える。<sup>④</sup>

永楽二〇年以降になると、鈔法阻滯を伝える記事が目立って増え始める。そして、永楽帝に代わって洪熙帝が即位すると、鈔法の不振が俄然問題視されてくる。門攤課鈔の増額、管杖罪の納鈔贖罪化等の政策を積極的に実施することによっ

て、多額の鈔を国家に回収して鈔の価値を高めるとともに、民間での流通促進が図られる。つづく宣徳帝も引き続き、鈔法挽回策を大々的に展開していく。当時の鈔法不振という事態は、洪武八年の宝鈔発行以来絶えてみることもなかった甚だしいものであった。これまでの諸研究では、この時期以降、民間での銀遣いが鈔遣いを駆逐していったといわれ、この意味で洪熙・宣徳期は、明朝貨幣史の一大過渡期として位置づけられている<sup>⑤</sup>。

ただし、宣徳六年以降、鈔法不通といったこれまでの事態にやや変化がみられる。宣徳七、八年には鈔の円滑な流通のゆえ、各種課鈔額の減免すら行われ始める。正統元年の江南折糧銀開始をはさみ、正統四年ごろでも依然として鈔流通とそれに伴う課鈔額減免の記事を見出せる。しかし、既に指摘されている通り、この鈔流通という事態は必ずしも鈔自身の価値の上昇を伴ったものではなかった<sup>⑥</sup>。正統元年には、銀一两＝鈔千貫のレートであったといわれ、洪武年間と比較しての価値下落を嘆かれていた<sup>⑦</sup>。この時に鈔が流通したといっても、以前のように高い価値をもった貨幣として社会で通用した訳ではない。

以上、洪武末年から江南折糧銀が実施される正統元年前後までの貨幣動向を振り返ってきた。それは、洪武末～永楽初年の鈔法の動揺期、永楽中の鈔法回復期、永楽末～宣徳初年の鈔法の壊滅期、宣徳末～正統年間の小康期<sup>⑧</sup>、そしてこれらの時期を貫いて進行した鈔価値の下落、といった具合にまとめられる。これを、前章でみた徽州府の貨幣動向と対比してみると、まず注目されるのは徽州における鈔の使用状況と『実録』より看取される鈔法の動向との一致である。とりわけ、永楽年間までの状況は、休寧の貨幣動向と符合する点が多い。当地では洪武二九年ころから、土地代価の稲穀類による支払いの例が徐々に増え始め、建文年間には銀による支払いが優勢となるというように、鈔法の不振は顕著であった<sup>⑨</sup>。ところが、休寧での銀遣いは、洪武三五年（『建文四年』一〇月二〇日の日付をもつ土地売契を最後に忽然と姿を消し、年号が永楽と改まって以降は稲穀遣い一辺倒になってしまう。この変化は、永楽元年四月丙寅の金銀による交易嚴禁の布告などに示される、当時の貨幣状況に対する明朝政府側の規制が、休寧における貨幣動向に影響を及ぼした故であると考えられる

がひとまず妥当であろう。

既述のように、その価値を急落させながらも、休寧では永樂三年ころから鈔法が持ち直し、ある程度鈔造いが再展開し始める。そして、鈔法挽回のために全国規模で施行された戸口食塩法の開始は、実に永樂二年七月のことであった<sup>⑩</sup>。この事實は、戸口食塩法の実施と休寧の動向との間に、何らかの因果関係が存在するであろうことを予想させる。これまで戸口食塩法については、場所によっては当初から農民に米納を許していたことや、その制定以降も開中法が相変わらず実施されていた点などから、「鈔流通政策としては甚だ微弱な方法に過ぎなかった」と評価されるむきもあった<sup>⑪</sup>。けれども、休寧の鈔造いの復活という事態は、この政策が当時の社会に対して相応のインパクトを有していたことを示すように思われる<sup>⑫</sup>。さきにみたように、永樂末年に至るまでの時期がとりあえず鈔法の相対的安定期であったといえる以上、戸口食塩法の実施に代表される永樂初年の鈔法挽回策に<sup>⑬</sup>、鈔流通促進策としての有効性をいくらかでも認めてよいだろう。

さらに、洪熙～宣徳期における著しい鈔法不振の状況は、徽州でも同様にみて取れた。徽州の土地売買から鈔造いが消えるという事態が意味するのは、少なくとも当地では土地売買のような高額取引の局面において鈔が使用されなくなったということであろう。この時期以降、当地で鈔がその地位を回復することは二度となかった。『実録』より確認できる動向（特に宣徳後期からの鈔流通という現象）を、こうした徽州での動向と照らし合わせてみると、この当時鈔の流通がみられたといっても、それが洪武・永樂年間のように高額取引・地域間決済のための貨幣としての役割を果たしていたと想定することは困難である。洪熙・宣徳期に宝鈔は、それ以前に有していた地位を失ったのは明白であろう<sup>⑭</sup>。

ところで、前章で休寧・祁門の貨幣動向の相違に触れた。こうした相違が生ずる理由の一つに、休寧・祁門両県の置かれた地理的位置の相違を挙げることができる。即ち、休寧は新安江を通じて浙東地方の嚴州、さらには杭州へと通じ、また北上して道を取れば寧国府・太平府、そして南京へとつながっている。祁門と比較するならば、当時の先進地域である東南地方と連絡を取り易い位置に、言い換えればこうした地域の貨幣動向により敏感な地点に、休寧はあったといえない

だろうか。さきに見た永楽年間までの『実録』の貨幣動向と休寧のそれとの間にみられる親和性は、このことを示唆するもののように感じられる。他方、祁門は休寧よりもこれらの地方と連絡をとることが困難であり、むしろ饒州府などの江西方面と連絡しやすかった。こうした事情によって全てが説明される訳ではないが、両地における鈔行使状況の相違に前記の条件が影響を及ぼしていた可能性は十分あるだろう。

以上のように、徽州における鈔法の動向は、『実録』の示す一般的趨勢とかなりの相関性をもって推移していた。このことは、前章でみた徽州の貨幣流通の状況が当時の貨幣動向を理解する上で有力な手掛かりになることを、改めて確認させてくれる。また、土地売契から窺われる徽州の貨幣流通の変動には、『実録』より確認できる動向を参照して始めて理解できる点もいくつが存在する。ただ、徽州の事例からみると、その貨幣動向は、鈔法の不振とそれに伴う銀遣いの顕著化、この状況に対する国家の度重なる銀使用禁止令の発布、にもかかわらず一層進展する民間の銀遣い、そして最終的な鈔の駆逐、といった『実録』等の史料から抽出されてきた通説的イメージとは幾分異なるものがある。こうした通説的イメージとのギャップは、一体どのように考えればよいだろうか。

① 出典を以下順に示す。『明太祖実録』洪武二年一〇月戊辰の条。

同洪武二年八月辛未の条。同洪武二年八月丙戌の条。同洪武三年三月甲子の条。『明太宗実録』永樂元年四月丙寅の条。同永樂二年七月庚寅の条。同永樂七年閏四月丁卯の条。同永樂一〇年七月甲午の条。同永樂一七年四月壬寅の条。同永樂二〇年九月己巳の条。『明仁宗実録』永樂二十二年九月癸酉の条。同永樂二十二年一〇月癸卯の条。同永樂二十二年二月辛亥の条。同洪熙元年正月丙戌の条。同洪熙元年正月庚寅の条。同洪熙元年四月乙巳の条。『明宣宗実録』宣德元年三月丁巳の条。同宣德元年七月癸巳の条。同宣德三年六月癸卯の条。同宣德三年六月己酉の条。同宣德四年正月乙丑の条。同宣德四年六月庚子の条。同宣德四年六月壬寅の条。同宣德五年正月丙寅の条。同宣德六

年三月丁卯の条。同宣德七年三月庚申朔の条。同宣德八年六月己酉の条。同宣德八年一〇月乙亥の条。『明英宗実録』宣德一〇年一二月戊午の条。同正統元年八月庚辰の条。同正統三年八月戊午の条。同正統四年六月戊戌の条。

② 永楽通宝の鑄造開始時期は、永楽一〇年のほか、永楽六年、永楽九年などの諸説がある。本稿では、とりあえず『実録』の年次に従った。なお、この問題については、曾我部「一九五三」参照。

③ なお、『万曆大明会典』卷三二・錢法も参照。

④ ただし、『万曆大明会典』卷三二・鈔法の項には、  
(永楽)八年令、内外税課司局・河泊所等衙門該取課程鈔、不問一十文至五十文、一百文至五百文、皆照旧取。其買賣行使、亦不許阻

滯。

とあるように、この間、鈔法阻滯を間接的に示す史料なども、『実録』以外の史料からまみ見出すことができる。

⑤ たえば、当該時期を、檀上寛は次のように総括している。

「国初以來積極的に続けられ、特に北京遷都後の洪熙・宣徳朝に集約された鈔流通策は、南の銀を抑えることができなかったといえるのではない。このうち何度が鈔法の立て直しが行われたが、いづれも洪熙・宣徳朝のような積極性は見られず、また当然のこととして失敗している。その意味で、一五世紀前半の洪熙・宣徳朝は、鈔経済確立を目指しながらもそれに敗れ、やむなく銀経済を迫認する過渡期、あるいは転換期として位置づけられると考える。」（檀上〔一九八〇〕八七頁）

⑥ 永江〔一九六一〕参照。

⑦ 『明英宗実録』正統元年三月戊子の条

少保兼戸部尚書黃福言四事。一、宝鈔本与銅錢兼使。洪武間、銀一兩当鈔三五貫。今銀一兩、当鈔千余貫。鈔法の壞、莫甚於此。宜置出官銀、差官於南北二京、各司府州人煙輻集処、照彼時直、倒換旧鈔、年終解京、俟旧鈔既少、然後量出新鈔、換銀解京……從之。

⑧ 先述のように、宣徳六年ごろから『実録』に鈔流通の記事を見出せるが、この傾向は正統一二年ごろまでつづき、鈔価値も正統元年に銀一兩〓鈔千貫であったものが、正統一一年ごろには銀一兩〓鈔四、五

### 三 徽州における貨幣動向の含意

元末明初期の徽州ではどの様な貨幣が流通していたのかという問題を、当時の一般的な動向をも参照しながらこれまで追跡してきた。本章では、さきに確認できた諸事実から、当時の貨幣動向のどの様な側面が垣間見られるのかについての

⑨ 〇〇貫までにその価値を高めている（『明英宗実録』正統一一年正月辛巳の条）。そして、正統一二、三年ごろから銅錢による鈔法阻滯の記事が現れ始める。なお、正統末以降の貨幣動向については、足立〔一九八九〕〔一九九〇b〕に詳しい。

⑩ 次章でも触れるように、この時期には銀はまま稲穀によってその価値が表示されるなど、どちらかといえば銀遣いよりも稲穀遣いの方が休葦では一般的であった。

⑪ 戸口食塩法については、藤井〔一九四三〕参照。

⑫ 永江〔一九六一〕六二八頁。

⑬ ただ、徽州府で戸口食塩法がいつごろ実施されたのかは不明である。弘治『徽州府志』卷三・食貨二では、成化一八年（一四八二）以降その記載がみられるようになる。

⑭ 戸口食塩法のほか、洪熙・宣徳期と同様、商税等課程鈔・税糧の折納・納鈔による贖罪なども、政府への鈔回収策の一環として当然利用されたであろう。

⑮ ちなみに、宣徳末く正統年間の『実録』にみられる鈔流通の記事について、足立啓二は「宣徳〓景泰期にみられる「鈔既通行」「鈔法頗通」の記述は、市場での流通とは別の、國家的支払い上における安定的な収放の実現に関する表現と見るべきであろう。一時的に鈔が流通をみた、等の評価を下すべきではない」（足立〔一九八九〕）と述べて、市場における鈔の流通そのものを否定している。

初歩的考察を行っていききたい。

前章で述べたように、徽州の貨幣流通は通説的イメージとはやや趣を異にする。鈔遣い（休寧の場合、稻穀・銀遣い↓鈔遣い、という変遷が加わる）↓布帛遣い↓銀遣い、というのが徽州における大まかな推移であった。当地でも確かに鈔価の低落、宣徳年間前後における高額取引での鈔遣いの終焉は看取できるが、建文年間前後を除けば、正統四～七年ごろに至るまであまり銀遣いは姿をみせない。しかも建文年間の銀遣いは、銀の価値が稻穀の時価によって計られている例が少なからず見受けられる<sup>①</sup>。このことは、銀が民間において十全な価値尺度機能を獲得していなかったことを示唆するのではなからうか。この点からすると、当時の銀遣いの普及も本格的なものではなく、稻穀遣いの方が当地では一般的だったと考えられる。ここ徽州においては、民間での銀遣いの進展が鈔遣いを駆逐するという周知の構図をとらなかつた。土地売契から鈔遣いを駆逐したものは、既述のとおり、主として布帛の類であった。それは何故か。こうした貨幣流通の変遷は、どのような事情によってもたらされたのであろうか。

宣徳年間において布帛遣いが優勢になったのは、傅衣凌等によって既に指摘されている通り、まず明朝の銀遣いの禁令があったからだと考えられる<sup>②</sup>。だが、これだけではなく、次のような事情もこうした状況を生み出す一因になっていたと考えられる。

行在戸部尚書郭敦奏すらく、福建・広東二布政司と直隸徽州府、通年の税糧、存留備用するを除くの外、余は皆な布・鈔に折し、運びて南京に赴く。今、南京の庫蔵は、布・鈔充積す。宜しく福建・広東・徽州付近の州県に令し、本色米を量徴し、南京に於いて倉に上さしめんことを、と。上曰く、旧時、布・鈔に折収す。今、米を納めしむれば、恐らくは民便にあらず。姑く旧の如くす、と。

〔明宣宗実録〕宣徳四年（一四二九）六月癸未

徽州府では存留分以外の「税糧」が布と鈔によって折納されていた。そういうえば、土地売契にみられる主要な交換手段であった布帛の類には、「納官苧布」・「納官綿布」・「納官闊綿布」・「交官大綿布」などと呼ばれる品目のものがかなり見受

けられる。この種の布帛が有した国庫通用性が、これらに一般的通用性を付与して、民間取引での授受を促進させ、布帛類を当該期の土地取引における主要な交換手段たらしめたであろうことは想像に難くない。この時期、布帛類が銀などを凌いで主要な交換手段となった背景には、それが国家への納税物品であったという事実も与かって力あったといえるであろう。

鈔という紙幣がその価値下落によって殆ど通行しなくなったにも関わらず、銀という利便性に富む価値物は行使されず、それまで徽州であまり行使されることのなかった布帛類が交換手段として選好される。明朝極初や建文年間においてある程度行われた銀遣いは、当地の貨幣流通から排除されていた。この過程は、社会の側が行使する貨幣に対する、通説でイメージされているような明朝の無力・無統制といった側面よりも、むしろ社会の側に対して明朝が有していたそれなりの規定性の存在を感じさせる。確かに、宝鈔という法定通貨の使用を強制させることは出来なくなっていたものの、ある程度、永楽以後にあっても当地の貨幣流通に対する明朝の規制は働いていたと評価し得る。

このように、徽州における銀遣いの未展開は、銀遣いを排除していた明朝政府の規制や財政運営による側面が大きかった。しかも前章でみた通り、徽州の鈔遣いの推移は、『実録』より窺い得る鈔遣いの一般的推移と歩調を共にするものであった。当地の貨幣動向は必ずしも他の地域から孤立した特異なものとは言い切れない、一般性が存在するように思われる。勿論、明朝による銀遣いの排除は、鈔の流通促進という本来の目的を果たし得なかった。だからといって、明朝の禁止にもかかわらず、それに反して民間での銀遣いが拡大していくといった事態もみられず、当地では国庫通用性に支えられた布帛遣いその他が普及する。民間における銀遣いの普及が鈔法を崩壊させたと、徽州では必ずしもいうことができな

い。  
さらに、徽州を、銀を交換手段や支払手段として使用することのあまり普及していない地域、即ち銀遣いの、「後進地」であったとすることによって、宣徳年間の布帛遣いを説明することも困難である。確かに、建文年間にみられた銀遣いの

展開には限界がみられた。けれども土地売契からみる限り、明朝の鈔発行以前の徽州では、むしろ銀遣いが優勢であった。明朝成立直後の時期、元朝の交鈔が担っていた役割を代替したのは、徽州では主に銀だった。にも関わらず、鈔遣いの終焉する明朝の宣徳年間には、それは銀ではなかった。この相違を生み出す要因として、当地の貨幣流通に対する明朝の行・財政システムの規定性という点を想定しなければ、こうした事態は理解し難いであろう。

とするならば、徽州における租税銀納化や銀遣いへの転換はどの様な経過を辿って実現をみるのであろうか。一般的に理解によれば、正統元年の江南折糧銀などに代表される、国政財政への銀の繰り込みは、民間で進展する銀経済を承認するものとして位置づけられている。即ち、明朝の銀財政化は、「一般通貨の銀流通を前提」<sup>③</sup>にすると捉えられてきた。徽州の事例は、この点についてどのような示唆を与えてくれるだろうか。

さて、銀一兩<sup>④</sup>米四石の率で田賦の銀納が行われる江南折糧銀（所謂金花銀）は、徽州地方では一体いつごろ実施されたのだろうか。これに対して明確な回答を用意することはできないけれども、それとおぼしきものとしては次のような事例を見出し得る。弘治『徽州府志』巻八、人物二・宦業・国朝・汪敬伝の条には、

汪敬、字は益謙、婺源城西の人……景泰の間、徽州府知府孫遇、該に徴すべき税糧本色繁重なるを以て、疏して輕齋を折納せんことを乞う。事、戸部に下り、敬、力めて贊画し、麦・米一石毎に、銀二錢五分に折し、耗銀一分五厘を帶す。郡邑、之を徳とす。

とあり、当地で始めて江南折糧銀が実施されるのは、景泰年間に知府孫遇の奏請によってであったようである。なお、この「景泰の間」とは、景泰六年（一四五五）のことである。<sup>⑤</sup>一方、土地売契から確認できる銀遣いへの転換時期は、休寧では正統四年ごろ、祁門では正統七年ごろ、というように各々正統年間であった。もし、景泰六年の事例を徽州における租税銀納の開始とすることができるならば、当地では民間における銀遣いが租税銀納化に先行して展開したといえるであろう。すると、徽州においても租税銀納化は、民間での銀遣いを追認して展開するという形を一応とるので、これは従来の認識と一致する。

ところが、徽州一帯の租税銀納という事態は、前記景泰六年の折糧銀実施よりもさらに早い時期に訪れていた。たとえば、『明英宗実録』宣徳一〇年（一四三五）一〇月壬寅の条には、

是れより先、行在戸部奏すらく、宣府・大同、軍馬・糧料は、給を山西に仰ぐ。邇者、軍馬を添撥し、用糧浩繁なり。欲すらくは直隸徽州府の該に運ぶべき糧八万石を將て、銀三万二千兩に折し、宣府・大同に転発し、時直に依りて糧料を糴買すれば、民力困まず、辺備充つべきに庶からん、と。上、初め便ならざるを慮るも、是に至り、尚書胡濙等、復た前議を申し、之に従る。

とあるように、宣徳一〇年には、北辺での軍糧・軍馬不足を補うため、徽州府の起運糧八万石を銀に折納させて得た三万二千兩によって、北辺での軍糧買いつけが実行に移されていた。この時の銀・米折納率は、銀一兩 $\parallel$ 米二石五斗であった。正統元年に江南折糧銀が認可される前年の宣徳一〇年、秋糧の銀納が徽州で行われ始めていた。

夏税部分についても、『明英宗実録』正統二年（一四三七）五月丁未の条に、

行在戸部奏すらく、巡撫南直隸工部侍郎周忱移文して、徽州府、地産に絲無く、毎年の夏税絹は、各処に於いて當買織納す。請らくは毎疋銀五錢に折して京に解り、北京軍職の俸糧（じゅうりょう）に准作せんことを、と。上、命じて姑く之に従り、一年の後を俟ち、旧例に仍らしむ。

とあるように、正統二年五月、絲絹を産することの少ない徽州府では、巡撫周忱の要請により絹一疋 $\parallel$ 銀五錢の率で夏税絹が銀納され、北京軍官の俸給に当てられていた。ところで右の史料では、夏税絹の銀納は一年限りのものとして実施されたように書かれているが、実情は必ずしもそうではなさそうである。たとえば、『明英宗実録』正統五年（一四四〇）五月壬子の条には、

浙江淳安県奏すらく、境内、石厚土瘠にして、桑絲産すること少なし。乞らくは夏税絹を將て、歙県の例の如く、一疋毎に銀五錢を納めんことを、と。事下り、行在戸部覆奏し、之に従る。

とあり、徽州近隣にある歙州府淳安県が夏税絹の銀納を奏請する際、徽州府下の歙県の例を持ち出し、その銀納を求めて

いた。歙県では、この時においても夏税絹が銀納されていたのかもしれない。加えて『万曆大明会典』卷二八、會計四・京糧には、

（正統）七年（一四四二）、令す。南直隸の各府州県、夏税農桑絹疋の折色を納むるを願う者は、毎疋銀五錢に折し、京に解りて軍官の俸糧に准作す。

とあるように、正統七年になると、夏税絹の銀納は南直隸の各府州県に適用されるまでになる。以上の経過からみると、当初一年限りのものとして徽州へ導入された夏税絹の銀納は、その後も当地で引き続き実施された可能性は高い。

宣徳一〇年から正統二年にかけて、徽州府においては夏税・秋糧の各部分で銀納が行われ始める。こうした銀納化の傾向は時を経るごとに進展していき、最終的に景泰六年の折糧銀実施へと繋がっていくようである。租税銀納<sup>⑥</sup>の開始期を、景泰六年に比定する必要はないだろう。事実経過からみれば、徽州における租税銀納への動きは、民間での銀遣いに先行して展開したといわなければならない。

徽州は存留を除いた起運部分の田賦などが、以前から布・鈔で代納されていた。その意味で、銀納が展開されていく上での好適な条件を、徽州は有していた。先引の諸史料から窺えるように、北辺の軍糧調達・京官の俸給支払いなどの遠隔地への財物移動をいかにスムーズに遂行するかという課題を抱えていた当時の明朝が、凋落著しい鈔や可搬性・耐久性に劣る布帛による租税代納よりも、銀による折納化に傾斜していくのは、円滑な財政運営の点からみて自然なことであろう。徽州における銀納の進展は、直接的には明朝の財政運営からの要請によるもので、必ずしも民間での銀遣いの一般化という条件を前提としてはいなかった。むしろ徽州においては、次第に進展する租税銀納化の後を追う形で、民間の銀遣いが普及していったようにみえる。<sup>⑦</sup>また、徽州は銀造いの「後進地」であった訳でもない。その普及を阻んだ原因は、主に銀が明朝の行・財政システムと密接な関連を有していなかったことにある。当時、明朝の行・財政システムと密接な繋がりをもっていたのは、宝鈔であり、布帛であり、或いは稲穀であった。よって徽州ではこれらが民間における主要な貨幣と

して流通したのであろう。

では以上に述べたことは、徽州だけに言い得ることなのであろうか。『明史』卷八一・食貨志五にある著名な一節では、英宗即位するや、賦を収むるに米麦をば銀に折するの令有り。遂に諸々の鈔を納むる者を減じて、而して米・銀・錢を以て鈔に当てしめ、用銀の禁を弛む。朝野率ね皆な銀を用い、其の小なる者は、乃ち錢を用う。惟だ官俸を折するに鈔を用いるのみ。鈔運りて行われず。

という具合に、この時期の貨幣流通の変遷を表現している。見様によっては、銀遣いの一般化は明朝の政策転換によって誘導された感すらある。これまでにみた徽州の動向は、こうした当時の一般的趨勢と齟齬するものではないだろう。

江南地方の辺境とも、また銀遣いの「後進地」とも言い切れない徽州にして此の如きであったとするなら、所謂民間の銀経済なるものの力量も、これまで考えられていた程には高く評価することはできないであろう。租税銀納の展開を民間の銀経済発達のためとアプリアリに考えることは難しい。通説のように当該期の貨幣動向を、「民間主導型」貨幣である銀が「国家主導型」貨幣である鈔を駆逐したと総括するなどの理解は、果たしてどこまで正鵠を射ているのであろうか。本稿の検討を通じて得られた認識からすると、銀遣いを本格的に社会へ持ち込んだのは、市場の発達や民間での銀経済の展開といった「下から」の要因よりも、むしろ明朝の行・財政システムの転換という「上から」の要因によってであったといえるであろう。

- ① 洪武二九〇建文四年の間、銀遣いの休寧県土地売契は合計一〇件ある。その内、稲穀をもって銀の価値が表示されているものが六件を占める。
- ② 傅衣凌〔一九八〇〕二四八頁。
- ③ 浜口〔一九六四〕一七頁。
- ④ 所謂金花銀については、清水〔一九三五〕、堀井〔一九四〇〕、星〔一九七八〕参照。
- ⑤ 孫遇は二度（正統九〇景泰元年、景泰五〇天順八年）徽州知府になっている（休寧『茗州吳氏家記』卷一〇「社会記」、弘治『徽州府志』卷四・名宦・國朝・孫遇伝等に拠る）。註⑥に引用する休寧『茗州吳氏家記』卷一〇「社会記」の一節によれば、景泰二年の時点ではまた、銀一兩〓米四石の折納率での銀納は行われていない。故に、その実施は、孫遇の二度目の知府時代（景泰五〇七年の間）に比定できる。この事実と、同じく註⑥で引用する『実録』の記事とを勘案すれば、銀

一兩〇米四石で田賦銀納が行われた「景泰の間」とは、景泰六年のことであったと推定できる。

⑥ 休寧『茗州吳氏家記』巻一〇「社会記」景泰二年（一四五一）時事の一節には、

糧一石徵銀五錢五分、糧里甲首、往具會買米、運至北京倉廩上納。以戸（部）尚書欽揚公寧・主事休寧汪公回顯為主計、得輸上京倉、諸輸者直至大同。

とあり、まず銀一兩〇一石八斗の折納率で銀納させ、糧長・里長等がこの銀をもって他所で糧米を購入し、これを北京の官倉へ納入することになっており、この糧米が北辺である大同へ移送されるという方式が取られていた。さらに、

直隸徽州府奏、本府山多田少、歲取不足歲用。景泰元年以來、蒙派起運京糧、皆是設法取銀、差人赴蘇湖等處、糶米賑運。景泰四年冬至五年春、積雪三月、二麥凍損。繼以夏澇秋旱、種苗亦災傷無收、民不聊生。本年糧米、雖徵銀已完、綠各處米貴、無從取糶。欲增餉重徵、愈為民困。乞勅該部計議、准將糶米餉銀、解京完納、民力庶幾少蘇。從之。《明英宗實錄》景泰六年二月己亥の条

とあるように、この納税方式は、景泰元年以降、徽州府に北京への糧米輸納が義務付けられたのを契機に導入され、景泰六年になって「糶

米餉銀」を直接納める方式に切替えられる。景泰六年の銀納時の折納率は引用史料では不明であるが、これまでの経緯からみて、この時点で始めて銀一兩〇米四石の折納率での銀納が徽州に導入されたと考えよう。

⑦ 江南巡撫周忱が蘇州・松江等で実施した著名な金花銀は、宣徳八年（一四三三）のことであったが、経済先進地の江南デルタ地帯に遅れること二年で、徽州は田賦が銀納され始める。この田賦銀納が以後定例化されたのかどうかは不明であるが、徽州での銀納への動きは、全国的にみても早期の事例に入るであろう。

また、正統四〇七年以降における徽州の銀造いの一般化は、他の地域と比べてかなり早い部類に入るのかもしれない。たとえば、明代の米価表示は、一般に嘉靖年間を面期として銭建てから銀建てへと変化するといわれている（浜口〔一九六九〕）。だが、休寧『茗州吳氏家記』巻一〇「社会記」をみると、景泰元年（一四五〇）時事の欄には「那邑穀餉、銀一兩三十秤」とあり、米価は銀建てで記されている。この傾向は「社会記」が終わる万曆期まで一貫している。徽州では米価も他地域に先んじて銀によって表示されていた。間接的にはあるが、徽州における銀造いの顕著な様子が窺われる。

## 小 結

鈔を凋落させた主要因を、当時の人々は「鈔法阻滯、蓋し散出太多きに由ればなり」などと述べて、明朝によるその濫発に帰していた。永楽期以降の明朝政府は、次第に拡大する財政需要を満たすため増大する鈔発行高、鈔発行の増大ゆえの鈔価値の下落、鈔価値の下落を補填するための更なる鈔発行、という悪循環に陥っていたといえる。明朝の財政規模

を次第に増大させていったのは、北辺守備に関わる諸経費であり、永楽以降、南京から北京へと政治的重心が移動したことに付随する諸々の経費であった。こうした明朝の統治システムの転換を背景として、経済的中枢である江南地方と北京・北辺との間に大規模な財の移動が展開する。この財政運営を円滑ならしめるための媒介物として、必然的に鈔発行は増加の一途を辿ったと考えられる。

社会的な貨幣需要とのバランスをとることなく、国家の財政的必要の観点からなされる鈔の濫発は、その名目価値を大きく下回る実質価値しか持たないために、自身の流通にとって致命的であった。広域<sup>②</sup>にわたる巨大な財政運営を遂行するための手段として大量に社会へ投下された鈔は、永楽以降の行・財政システムの転換過程において、価値暴落・流通不振という形でその不適格性を露にしていた。財政運営の必要上から生み出された貨幣であればこそ、社会の側とのバランスを保つことが鈔の流通にとって必須の条件であったのである。この条件を失えば、法的強制力によっても、租税支払の手段としてその回収に努力したとしても、人々から鈔が選好・信認されなかったことは、洪熙・宣徳年間の鈔法挽回策の失敗をみても容易にわかるであろう。

これとは対照的に、それ自身に高い価値を有する（と考えられていた）銀は、政治的軍事的重心の北への移動に伴う広域的な財の移動を媒介するのに適しているとともに、明朝によるその収放を通して社会の側に新たな銀需要を喚起する形で、自身の流通量を増加させていくことが可能な貨幣であった。鈔はこの時期の行・財政システムの変化に適応することができず、正統年間以降、次第にその地位を銀に譲ることとなり、かくて明朝の銀財政への移行が徐々に進展する<sup>⑤</sup>。

本稿でみてきた徽州における一連の貨幣動向は、こうした過程の一端を垣間見させてくれるものではなかったのだろうか<sup>⑥</sup>。

① 『明仁宗実録』永楽二二年（一四二四）九月癸酉にも、

以鈔法不通、定用鈔中塩則例。初上（洪熙帝）諭戸部尚書夏原吉曰、

鈔法阻滯、蓋由散出太多。宜設法広欲之、民間鈔少、將自通矣。其議所以斂之之道。

② 財政難にあった崇禎一六年（一六四三）に鈔法の復活が試みられたが、その時の経緯を記した『春明夢余録』巻三八、戸部四・宝鈔局の一節には、

内閣言、民雖愚、誰肯以一金買一張紙。上（崇禎帝）曰、高皇帝時如何偏行得。内閣对、高皇帝亦以神道設教、當時只賞賜及折俸用鈔、其余兵餉亦不用也。

と述べられているように、洪武帝時代には賞賜・折俸などの限定された範圍でしか鈔は基本的に支出されなかった。兵餉等は屯田・開中法等で賄われており、それ故、洪武帝では比較的安定した全国規模での鈔流通が実現され得たといえるだろう。

③ 足立〔一九九〇a〕一三一～一三二頁参照。

④ 勿論、銀が明朝の行・財政システムと密接な関係を持ち出すこと自体、その歴史の意味が改めて問われなければならない。

⑤ 正統以降の銀財政の展開過程については、足立〔一九八九〕参照。当論文では、「江南折糧銀は、その納入の便によってスムーズに進行した」と言い難い。あるいは元來の方針どおり、銀以外の価値物（広義における貨幣）によっても納入されていたのであろうか」と述べ、正統元年から「七〇年後の弘治末年になっても、いわゆる金花銀を含めた夏稅秋糧の折銀額合計は、一〇〇万兩に達していなかった」と指摘している。こうした点からも、当時の江南における銀遣い普及度の低さの一端が窺われるのではなからうか。なお、唐宋以降の中国における銀流布については、加藤〔一九二六〕参照。

⑥ 明初の鈔法については、考えるべき点が非常に多い。鈔法と明初特有の統治システム（里甲制体制や海禁政策等）との連関性、元末の幣制改革から洪武帝に至る鈔法の再編成過程の意義、そして銀流布と明初幣制との関わり、等々。これらの問題についての考察は今後に期したい。

参考文献（初掲誌名・副題等は省略した）

足立啓二 一九八八「初期銀財政の歳出入構造」『山根幸夫博士還暦記念明代史論叢』汲古書院、所収）

—— 一九八九「明代中期における京師の錢法」熊本大学『文学部論叢』二九

—— 一九九〇a「専制國家と財政・貨幣」『中国専制國家と社会統合』文理閣、所収）

—— 一九九〇b「明清時代における錢經濟の発展」同上書所収

市古尚三 一九七七「明代貨幣史考」〔鳳書房〕

岩井茂樹 一九九二「中国専制國家と財政」〔中世史講座 六 中世の政治と戦争』学生社、所収）

愛宕松男 一九五九「元代地契」〔愛宕松男東洋史學論集』第四卷、三一書房、一九八八、所収）

加藤 繁 一九二六「唐宋時代における金銀の研究」〔東洋文庫〕

斯波義信 一九七二「宋代の徽州」〔宋代江南經濟史の研究』汲古書院一九八八、所収）

清水泰次 一九三五「明代に於ける租稅銀納の發達」〔東洋學報』二二—二三

曾我部靜雄 一九五一「紙幣發達史」第四章「明の紙幣」〔印刷局〕

—— 一九五三「明錢の渡來」〔社会經濟史學』一九一—

檀上 寛 一九八〇「初期明王朝の通貨政策」〔東洋史研究』三九—三

永江信枝 一九六一「明代鈔法の変遷」〔史論』九

浜口福寿 一九六九「明代の米価表示法と銀の流通」〔新潟中央高等學校研究年報』一五

藤井 宏 一九四三「明代の戸口食塩法に就いて」〔社会經濟史學』一三一—三

—— 一九五三「新安商人の研究」〔東洋學報』三六一—二

- 星 斌夫 一九七八「金花銀考」『明清時代社会経済史の研究』国書刊行会、一九八九、所収）
- K・ポランニー 一九八〇『人間の経済Ⅰ・Ⅱ』（岩波書店）
- 堀井一雄 一九四〇「金花銀の展開」『東洋史研究』五一—二
- 馬淵昌也 一九九二「元・明初性理学の側面」『中国哲学研究』四
- 劉 重日 一九八九「徽州文書の収蔵・整理と研究の現状について」『東洋学報』七〇—三・四
- 安徽省博物館編 一九八八『明清徽州社会経済資料叢編』第一輯（中国社会科学出版社）
- 喬 曉金 一九八三「明代鈔幣初探」『中国錢幣』一九八三—二
- 吳 晗 一九四三「記大明通行宝鈔」『吳晗史学論著選集』第二卷、人民出版社、一九八六、所収）
- 施 一揆 一九五七「元代地契」『歴史研究』一九五七—九
- 周 紹泉 一九九二「徽州文書の由来・収蔵・整理」『明代史研究』二〇
- 中国社会科学院歴史研究所徽州文契整理組編 一九九〇『明清徽州社会経済資料叢編』第二輯（中国社会科学出版社）
- 中国社会科学院歴史研究所編 一九九一『徽州千年契約文書——宋・元・明編——』全三〇巻（花山文芸出版社）
- 傅 衣凌 一九八〇「明代前期徽州土地買賣契約中的通貨」『明清社会経済史論文集』人民出版社、一九八二、所収）
- 彭 信威 一九五八『中国貨幣史』第七章「明代的貨幣」（上海人民出版社）
- 彭 超 一九八八「明清時期徽州地区的土地價格与地租」『中国社会経済史研究』一九八八—二
- 葉 顯恩 一九八三『明清徽州農村社会与佃僕制』（安徽人民出版社）
- 楊 国楨 一九八八『明清土地契約文書研究』（人民出版社）
- 樂 成頭 一九九〇「明初地主積累兼并土地途径初探」『中国史研究』一九九〇—三
- 李 劍農 一九五七『宋元明經濟史稿』第四章「宋元明之貨幣」（三联書店）
- 李 若愚 一九八八「從明代的契約看明代的幣制」『中国經濟史研究』一九八八—四
- 劉和恵・張愛琴 一九八三「明代徽州田契研究」『歴史研究』一九八三—五
- 劉 和恵 一九八四「元代徽州地契」『元史及北方民族史研究集刊』八
- H. Zundorfer 一九八一「The Hsin-an Ya-Tsu Chih and the Development of Chinese Century Society, 800-1000.」『*T'oung Pao*, 67: 3-5
- （中文訳：『新安大族志』与中国士紳階層の發展（八〇〇—一六〇〇年）』『中国社会經濟史研究』一九八二—三、一九八三—二）
- （名古屋大学大学院文学研究科博士後期課程 一〇号）

Changes in Currency in Huizhou prefecture 徽州府  
during the Late Yuan and Early Ming

by

OTA Yukio

Conventionally, the increasingly popular use of silver among people in the Jiangnan region has been held responsible for the collapse of the paper currency system in the early Ming. The purpose of this article is to provide a different explanation by following changes in the circulation of currency as reflected in land sale contracts in Huizhou during the late Yuan and early Ming. Paper currency was popular during the Hongwu and Yongle periods but rapidly disappeared during the Hongxi and Xuande periods. In Huizhou the disappearance of paper currency was accompanied by an increase in the use of cloth as currency, a practice that was supported by the acceptability of cloth as a means of paying taxes. The increasing use of silver at the popular level developed in the wake of the system of collecting taxes in silver—it did not develop in disregard of Ming government policy. The reason that the Ming government sought to collect taxes in silver was not because silver had become common after the disappearance of paper currency, but rather because from the Yongle periods on it became necessary to facilitate the long-distance transfer of government resources for administrative and financial purposes. The disappearance of paper currency and the popularization of silver can be attributed to changes in the administrative and financial system of the Ming dynasty.